

BAN-BANネットワークス株式会社  
緊急地震速報配信サービス契約約款

BAN-BANネットワークス株式会社(以下、「当社」という)と、当社が設置する有線放送設備により、緊急地震速報配信サービスを受ける者は、当社との間に契約(以下、「加入契約」という)を済ませた者(以下、「加入者」という)に限るものとし、加入者に適用される契約内容は、以下の条項によるものとします。

第1条(当社が提供するサービス)

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、緊急地震速報配信サービスを行います。気象庁から発表される緊急地震速報を、当社が設置する演算装置でサービス区域内のデータに加工し、高度利用情報として、当社が設置する有線テレビジョン放送施設により加入者向けに配信します。

第2条(契約の単位)

契約は、世帯ごと又は事業所、施設ごとに行います。

第3条(加入契約の成立)

当社のサービスの提供を受けようとする者(以下、「加入希望者」という)は、あらかじめ加入予約を行い、当社の工事施工の可否判断に基づいて提出した見積書とこの約款を承認後、別に定める加入申込書の所要事項に記入捺印のうえ当社に申込み、当社がこれを承認したときに加入契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的な理由により困難なときは、加入契約の申込みをお断りすることがあります。

第4条(加入申込みの撤回等)

加入申込者は、工事完了日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込み撤回等は、同項の書面を当社が受領したときにその効力を発します。

3. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、新規加入手数料の還付を請求することが出来るものとします。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回をするなど悪意の意志をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図る同項の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。

4. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、契約解除にかかる工事費実費として撤去工事費を負担するものとします。また、当社は追加工事代金の返金及びオプション機器の引き取りには応じません。

第5条(加入契約の有効期限)

加入契約の有効期限は、契約成立の日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからも文書による更新拒否の意思表示がない場合には、従前の契約と同一条件にて引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第6条(初期費用等)

加入者は、当社が別途定める料金表に従い新規加入手数料及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

#### 第7条(利用料)

加入者は、当社が別途定める料金表に従い、次の利用料を当社に支払うものとします。基本利用料は、緊急地震速報配信サービスの提供を受け始めた日に属する月から、基本利用料を毎月支払うものとします。

2. 当社が第1条に定めるサービスに関して、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は無料とします。

3. 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改訂月の1ヶ月前までに加入者に通知します。

#### 第8条(緊急地震速報受信端末の貸与)

当社は、緊急地震速報配信サービスを受ける加入者に緊急地震速報受信端末を貸与します。

2. 加入者は、緊急地震速報受信端末の取扱説明書に記載されている使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3. 加入者が故意又は過失により破壊又は紛失した場合にはその修理、保証に要する費用は加入者が負担するものとします。

4. 加入者は解約の場合、直ちに緊急地震速報受信端末を当社に返却するものとします。

#### 第9条(施設の設置及び費用の負担等)

当社は、放送センターから緊急地震速報受信端末までの施設(以下、「本施設」という)のうち、放送センターから保安器までの施設(以下、「当社施設」という)は当社が、これを所有するものとします。

ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金(以下、「引込工事費」という)を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者がその実費を負担するものとします。

2. 加入者は保安器の出力端子から緊急地震速報受信端末までの施設(以下、「加入者施設」という)を負担し、これを所有(ただし緊急地震速報受信端末を除く)するものとします。

3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者についても、上記と同様の扱いとします。

4. 当社が本契約に従って緊急地震速報配信サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

#### 第10条(維持管理責任の範囲)

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社サービスが停止することを承認するものとします。

2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

#### 第11条(引込線、緊急地震速報受信端末設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り引込線及び緊急地震速報受信端末の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一建物内の場合

(2) 変更先が当社のサービス提供区域内で、技術的に可能な場合

2. 加入者が、前項の規定により緊急地震速報受信端末の設置場所を変更しようとする場合は、当社の所定の方法によりその旨申し出るものとします。ただし、移転(転居・建替・仮住まい・リフォーム等)に伴う設置場所の変更工事は当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

3. 加入者は、第9条の規定にかかわらず、当社が別に定める料金表に従い、設置場所の移転手数料及び変更に必要な全ての費用を負担するものとします。

## 第12条(加入者の義務)

加入者は、当社又は当社の指定する業者が当社の施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有又は占有する敷地、家屋、構造物等への出入りを認めるものとします。

2. 加入者は、当社のサービスを受けることについて、地主、家主その他利害関係者があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
3. 加入者は、当社が貸与する緊急地震速報受信端末を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、使用するものとします。
4. 加入者は、当社が貸与する緊急地震速報受信端末の使用にあたり、緊急地震速報受信端末が常に正常に使用できている状態であるか日常点検を行うものとし、異常があった場合には取扱説明書に従い必要な処置を講ずるか、又は当社まで異常がある旨を連絡するものとします。

## 第13条(禁止事項)

加入者は、緊急地震速報配信サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 無償・有償にかかわらず、加入者が、当社の提供するサービスを第三者に供給すること。
- (2) 加入者が、法令に反する、その他他人の利益を害する状態で緊急地震速報配信サービスを利用すること。

## 第14条(施設の故障等に伴う費用負担)

当社は、加入者から当社が提供するサービスの緊急地震速報受信端末に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

2. 加入者は、加入者の故意又は過失により当社施設(緊急地震速報受信端末含む)に故障又は損傷が生じた場合は、この修復に要する費用を負担するものとします。

## 第15条(支払方法)

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払を、当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法(当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替・クレジットカード)により支払うものとします。

## 第16条(遅延利息)

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払を、支払期日より遅延した場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年利14.1%の割合にて遅延利息を当社に支払うものとします。

## 第17条(接続中止)

当社は、次の場合には、緊急地震速報配信サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 他の事業者が役務を中止し、サービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定により緊急地震速報配信サービスの利用を中止しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第18条(一時停止及び再開)

加入者は、当社のサービス提供の一時停止又はその再開を希望する場合、当社へ文書によりその旨を申し出るものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第7条の規

定にかかわらず、無料とします。

2. 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位とし最長6ヶ月とします。

3. 加入者は、一時停止及び再開に要する費用(以下「一時停止・再開手数料」という)を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。

4. 第1項の定めにかかわらず、加入者は別表に定める緊急地震速報受信端末の維持管理費(使用料を含む)を当社に支払うものとします。

#### 第19条(サービスの停止及び停止に伴う解除)

当社は、加入者において利用料又は各種料金の支払いを合計2ヶ月以上遅延した場合、又、本契約に違反する行為があったと認める場合は、加入者に督促したうえでサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第24条の規定を準用します。

#### 第20条(サービスの接続休止及び接続休止に伴う解除)

当社は、気象庁もしくは財団法人気象業務支援センターの緊急地震速報配信サービスに係る情報発信の休止等により、加入者が当社の緊急地震速報配信サービスを全く利用できなくなったときは、その緊急地震速報配信サービスについて接続休止(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、緊急地震速報配信サービスについて、加入者から加入契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2. 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

3. 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して3ヶ月間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱うことがあります。この場合、当社は加入者にそのことを通知します。

4. 当社が前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、加入者は引込線及び緊急地震速報受信端末を撤去することに同意するものとします。なお、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

5. 当社は、第3項の規定による加入契約の解除にかかる一切の損害を賠償しません。

#### 第21条(免責事項)

当社は、天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合に対する損害賠償には応じません。

2. 当社は、緊急地震速報配信サービスの加入者に係る一切の損害を賠償しません。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除きます。

3. 加入者は、緊急地震速報配信サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

4. 当社は、緊急地震速報配信サービスの利用により生じる結果について、いかなる責任も負担しません。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除きます。

5. 当社は、気象庁から発表される緊急地震速報の内容(誤発信も含む)について一切の保証をしないものとし、緊急地震速報の内容(誤発信も含む)により生じた結果についていかなる責任も負担しません。

6. 当社は、気象庁又は財団法人気象業務支援センター又は接続事業者のシステム障害等により緊急地震速報の配信が遅延又は欠落したことにより生じた結果についていかなる責任も負担しません。

#### 第22条(名義変更)

加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。

(1)相続をする場合

(2)新加入者が加入者の加入契約に定める緊急地震速報受信端末の設置場所に

において、当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合

2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得たうえ、名義変更書を提出し、別に定める料金表に従い、名義変更手数料を当社に支払うものとします。

#### 第23条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合、文書で当社に申し出るものとします。

#### 第24条(解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。

2. 加入者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第7条に規定する利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。

3. 解約の場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。

4. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線及び緊急地震速報受信端末を撤去します。この撤去に伴う費用は、加入者が負担するものとします。また、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

#### 第25条(加入者個人情報の保護)

当社は、加入者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN-BANネットワークス個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、当社のホームページで公表します。

#### 第26条(加入者個人情報の利用)

当社は、加入者アンケート調査、加入者サービスを目的に加入者の個人情報を自ら利用し、又は協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報取り扱いに関する機密保護契約を締結します。また加入者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

#### 第27条(定め無き事項)

この約款に定め無き事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものとします。

#### 第28条(約款の改正)

当社は、この約款を、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、加入契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2. 前項によるこの約款の変更は、あらかじめ総務大臣に届けたうえで行います。また、この約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、インターネットその他の方法であらかじめ公表又は加入者に通知するものとし、公表又は通知の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 付則

(1)当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。

(2)この約款は、2007年10月1日より施行します。

改正 2012年4月1日 2014年4月1日 2015年4月1日 2024年10月20日

料金一覧表(税抜)

1. 利用料(月額)

項目	金額	摘要
基本利用料	543円	親機1台(子機1台付属)ごとに。親機1台・子機1台の緊急地震速報受信端末設備使用料を含む。
子機追加	153円	子機1台追加につき。 子機1台の緊急地震速報受信端末設備使用料を含む。

2. 工事費、故障点検・補修費、施設維持費

項目	金額	摘要
引込・宅内工事費	実費	
施設維持費(親機・子機セット)	300円/月	一時停止期間中、親機1台(子機1台含む)ごと。 他のセット子機もすべて一時停止となります。
施設維持費(子機)	100円/月	一時停止期間中、追加の子機1台ごと。子機のみの一時停止はできません。セット親機の一時停止が必要です。
撤去費(解約時)	実費	
その他工事費	実費	
故障点検・補修費	実費	

3. 諸手数料

項目	金額	摘要
新規加入手数料	2,000円	当社他サービス加入のお客様は不要。
一時停止・再開手数料	500円	
設置場所移転手数料	500円	
名義変更手数料	500円	相続、権利義務承継の場合共。

注1. 上記金額は特に記載のある項目を除き消費税抜きの価格です。

注2. 子機の追加は、基本サービスをご利用いただく場合に限り、お申込みいただけます。

注3. 実費は当社が別途見積いたします。